

平成20年 第1回

福島町議会
定例会（5月会議）会議録

平成20年5月13日 開会

平成20年5月13日 閉会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しか
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

平成20年5月13日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○管理職員の紹介	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 広報・広聴常任委員の選任	5 頁
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について	5 頁
(平成19年度福島町一般会計補正予算(第9号))	
○日程第5 議案第1号 町税条例の一部改正について	6 頁
○日程第6 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について	11 頁
○日程第7 議案第3号 平成20年度福島町一般会計補正予算(第1号)	12 頁
○閉会の議決・閉会宣告	13 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1	町税条例の一部改正について	5月13日	原案可決
2	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5月13日	原案可決
3	平成20年度福島町一般会計補正予算（第1号）	5月13日	原案可決
報告 1	専決処分した事件の報告について （平成19年度福島町一般会計補正予算（第9号））	5月13日	報 告 済

平成20年第1回定例会（5月会議）

福島町議会定例会

平成20年5月13日（火曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 広報・広聴常任委員の選任
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について
(平成19年度福島町一般会計補正予算(第9号))
日程第5 議案第1号 町税条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 平成20年度福島町一般会計補正予算(第1号)
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 広報・広聴常任委員の選任
日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について
(平成19年度福島町一般会計補正予算(第9号))
日程第5 議案第1号 町税条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部幸基	副議長	11番	金沢秀一
	1番	佐藤卓也		2番	川村明雄
	3番	新山大吉		4番	木村隆
	5番	加藤雅行		6番	杉村志朗
	7番	佐藤孝男		8番	藤山大
	9番	平野隆雄		10番	滝川明子

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	村田駿	副町長	竹下泰弘
総務課長兼総務グループ参事	丁子谷雅男	総務課企画グループ参事	土門修一
財務課長兼財務グループ参事兼財産グループ参事	花田春夫	出納室長	本庄屋誠
町民課長兼住民グループ参事	川岸勤	町民課福祉グループ参事	鳴海清春

産業課長兼水産グループ参事	三 鹿 菊 夫	産業課農林グループ参事	工 藤 昭 一
産業課商工グループ参事	出 羽 正 機	建設課建設グループ参事兼水道グループ参事	横 内 俊 悦
吉岡支所長	極 檀 忠 男	福島保育所長	(川 岸 勤)
福祉センター次長	(盛 川 哲)		
教 育 長	金 谷 裕	教育委員会教育次長兼学校教育グループ参事	木 村 修
教育委員会生涯学習グループ参事	盛 川 哲	学校給食センター所長	(木 村 修)
農業委員会事務局長	(工 藤 昭 一)		
監 査 委 員	花 田 修 一	監査委員補助職員	(石 堂 一 志)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	坂 口 稔
議会グループ主事	吉 澤 裕 治	議会グループ書記	庭 奈 々 子

(開会 午前10時00分)

◎開会・開議宣告

○議長(溝部幸基) おはようございます。

ただいまから、平成20年第1回福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、村田町長より申し出がありますので、あいさつを行います。

村田町長。

◎町長あいさつ

○町長(村田駿) おはようございます。平成20年第1回福島町議会定例会5月会議の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

大千軒岳の稜線の雪の白さも消え、暦のうえでは立夏もすぎたところでもあり、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のなかでのご出席誠にありがとうございます。

4月12日の土曜日に第8回北海道福島会の総会、懇親会が東京において開催され、100名近くの会員の出席があり、私も溝部議長共々出席をしてふるさと福島の近況を報告し、地場産品の抽選会なども行いながら、今後、福島町へのますますのご支援とご協力をお願いしてまいりました。

また、今年も九重親方には会場に駆けつけていただいたところでもございます。

また、一昨日の5月11日に開催されました、第18回北海道女だけの相撲大会には北海道知事として、初めて高橋はるみ知事が表彰式に出席をしていただくなど、大会も大いに盛り上がりを見せるなかで無事終了することができたところでもございます。

本日提案しております議案につきましては、条例の一部改正議案が2件。また、補正予算が1件。そして、専決処分に伴う報告が1件。計4件のご審議をお願いするものでございます。

まず、町税条例の一部改正につきましては、国

会の審議が遅れてようやく4月30日に可決されました地方税法の改正に伴い、関連する条文の一部改正を行うものでございます。

また、国民健康保険税条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度の導入に伴い、扶養者が国保被保険者となった場合の激変緩和措置としての、負担軽減を講じるための条文改正を行うものでございます。次に一般会計補正予算につきましては、この議場や委員会室に設置されております放送機器の経年劣化に伴う入れ替えのための備品購入費を計上してございます。

専決処分の報告につきましては、平成19年度福島町一般会計予算を平成20年3月31日に専決処分したものであり、その主な内容は、特別地方交付税の決定に基づき繰入金金を減額することとする財源調整に伴うものでございます。

議案の内容につきましては、このあと担当課長より詳しく説明をさせますので、ご審議をいただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基) 村田町長のあいさつが終わりました。

次に、4月1日付で管理職の異動がありましたので、申し出により町部局の紹介を竹下副町長より、教育委員会部局の紹介を金谷教育長より、それぞれ行います。

はじめに、竹下副町長。

◎管理職員の紹介

○副町長(竹下泰弘) おはようございます。

ただいま議長のほうからお話がありましたので、4月1日付け人事異動に伴う町長部局の管理職を紹介させていただきます。

まず、総務課長兼総務グループ参事、丁子谷雅男君でございます。

○総務課長(丁子谷雅男) よろしく申し上げます。

○副町長(竹下泰弘) 財務課長兼財務グルー

ブ参事兼税務グループ参事、花田春夫君でございます。

○**財務課長（花田春夫）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 町民課長兼住民グループ参事、川岸勤君でございます。

○**町民課長（川岸勤）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 町民課福祉グループ参事、鳴海清春君でございます。

○**町民課福祉グループ参事（鳴海清春）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 総務課企画グループ参事、土門修一君でございます。

○**総務課企画グループ参事（土門修一）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 出納室長兼会計管理者、本庄屋誠君でございます。

○**出納室長（本庄屋誠）** よろしくお願ひいたします。

○**副町長（竹下泰弘）** 建設課長兼建設グループ参事兼水道グループ参事、横内俊悦君でございます。

○**建設課長（横内俊悦）** よろしくお願ひいたします。

○**副町長（竹下泰弘）** 産業課長兼水産グループ参事、三鹿菊夫君でございます。

○**産業課長（三鹿菊夫）** よろしくお願ひいたします。

○**副町長（竹下泰弘）** 同じく産業課農林グループ参事、工藤昭一君でございます。

○**産業課農林グループ参事（工藤昭一）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 産業課商工グループ参事、出羽正機君でございます。

○**産業課商工グループ参事（出羽正機）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 吉岡支所長、極檀忠男君でございます。

○**吉岡支所長（極檀忠男）** よろしくお願ひします。

○**副町長（竹下泰弘）** 次に教育委員会部局については教育長のほうからよろしくお願ひします。

○**議長（溝部幸基）** 金谷教育長。

○**教育長（金谷裕）** 教育委員会の管理職の紹介をします。

まず、木村修君でございます。教育次長兼学校教育グループ参事でございます。

○**教育次長（木村修）** よろしくお願ひします。

○**教育長（金谷裕）** 次に、盛川哲君です。生涯学習グループ参事兼社会教育主事も兼ねてございます。

以上2人の紹介といたします。

◎会議録署名議員の指名

○**議長（溝部幸基）** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番杉村志朗議員、7番佐藤孝男議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○**議長（溝部幸基）** 日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

滝川明子議会運営委員長。

○**10番（滝川明子）** 平成20年第1回定例会福島町議会定例会5月会議の開会にあたりまして、先日、議会運営委員会で協議いたしました結果をご報告いたします。

まず、議事日程はお手元のとおりでございます。

次に、審議日数につきましては本日一日を予定しております。どうぞ議事運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。ご報告を終わらせていただきます。

○**議長（溝部幸基）** 議会運営委員会の報告を終わります。

本日の議事は、ただいま滝川明子議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸報告もすでに印刷のうえ、皆様のお手

元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

9番平野隆雄議員。

○**9番（平野隆雄）** おはようございます。

先日3月28日に開催されました、平成20年第1回渡島西部広域事務組合臨時会並びに、5月1日に開催されました第2回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告を申し上げます。

第1回臨時会の議案は、議員の給与に関する条例の一部改正であります。内容は、知内町は独自の給与体系になっておりますので、知内町を除く各構成は引き続き厳しい財政事情対策として、従前から職員の給与削減を実施しております。当組合の職員についても、従前同様に削減するため条例の一部を改正するものであります。

削減内容は構成町それぞれ異なりますが、給与で2,813万円。期末・勤勉手当で2,176万3,000円。共済費で1,763万1,000円。時間外勤務手当で46万3,000円の合計6,798万8,000円の削減となり、当初予算より率で9.1パーセント削減されることになりました。

知内消防署職員23名を除き96名で割り返しますと、1人当たり70万8,208円の削減となり、そのうち福島消防署と事務局、消防本部は2,780万7,000円となり、職員38名で割り返しますと、1人当たり73万1,763円の削減となり、いずれも原案どおり可決されました。

続いて5月1日に開催されました、第2回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。議案内容は、同意第1号で監査委員の選任同意でありまして、議会選出の監査委員に知内町議会議員の谷口康之氏が選任されました。

なお、諸報告第1号に添付されておりますのでご参照願いたいと思います。

以上、簡単ですが第1回及び第2回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○**議長（溝部幸基）** 以上で、諸般の報告を終

わります。

◎**広報・広聴常任委員の選任**

○**議長（溝部幸基）** 日程第3 広報・広聴常任委員の選任を行います。

広報・広聴常任委員の選任については、委員会条例第2条の規定により、全員の議員で構成する事とし、総務教育部会については、総務教育常任委員、経済福祉部会については、経済福祉常任委員を選任することといたします。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）** ご異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり、広報・広聴常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時14分）

（再開 午前10時18分）

○**議長（溝部幸基）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中の常任委員会において、委員長及び副委員長等の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告いたします。

広報・広聴常任委員会の委員長に金沢秀一議員、副委員長に滝川明子議員、総務教育部会長に平野隆雄議員、経済福祉部会長に杉村志朗議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎**報告第1号 専決処分した事件の報告について（平成19年度福島町一般会計補正予算（第9号））**

○**議長（溝部幸基）** 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について、平成19年度福島町一般会計補正予算（第9号）の報告を行いま

す。

内容の説明を求めます。

花田春夫財務課長。

○**財務課長（花田春夫）** 議案の73ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号専決処分した事件の報告についてでございます。専決処分した内容について若干ご説明いたします。

さきほど町長のあいさつにもありましたように、本年度の特別交付税が3月18日に交付決定されてございます。これに伴いまして財政調整基金の取り崩しの部分を予算より上回った特別交付税の分を財政調整したものでございます。

次に、75ページをお願いします。

平成19年度福島町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条で歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分の金額については、第1表によるということでございます。今回は歳入の部分のみの補正でございます。予算の増減はございません。

次に、79ページをお願いします。

第9款地方交付税、1目地方交付税、1節特別交付税で4,371万2,000円の追加でございます。さきほども申し上げましたように、本年度の特別交付税、交付額は1億6,916万6,000円。これは前年対比しますと628万3,000円、パーセンテージにしまして3.6パーセント減ということで交付されてございます。

しかし、本年度の予算1億2,545万4,000円計上してございましたので、さきほど申し上げました交付額との差額、4,371万2,000円を今回追加するものでございます。

次に、80ページをお願いします。

17款繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金4,371万2,000円の減額でございます。財源調整をいたしまして、繰入金を4,371万2,000円減額するものでございます。今回の補正によりまして、20年度に繰り越す基金残高は6億3,874万8,000円でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○**議長（溝部幸基）** 内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）** なしということですので、以上で報告を終わります。

◎ 議案第1号 町税条例の一部改正 について

○**議長（溝部幸基）** 日程第5 議案第1号町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田春夫財務課長。

○**財務課長（花田春夫）** 議案の1ページをお開き願います。

議案第1号町税条例の一部改正についてでございます。改正の内容等につきましては、別冊の定例会議案説明資料で説明しますのでよろしく申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律が去る4月30日に可決され、同日付けにて法律が公布されてございます。これに伴い、関連する町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、2の改正の概要についてでございますけれども、（1）町民税関係。これは、個人町民税ですけれども、大きい改正点としましては2点ございまして、1点目は寄付金に対する制度の見直しでございます。2点目は年金受給者の特別徴収制度を導入するものでございます。

ア. 地方公共団体以外の寄付金における制度の見直しについてでございます。a、b、cと記載されておりますので順次説明いたします。

a、条例により控除対象寄付金を指定する仕組みの導入をしてございます。これは、別冊の議案の附則別表の47ページでございますけれども、のちほどご参照いただきたいと思います。

所得税法による控除対象寄付金のうち、地域の住民福祉の増進に寄与するものについて町条例により指定し、これにかかる寄付金を寄付金控除の対象とします。当町におきましては、町内の社会福祉法人及び学校法人で次の3法人、福島町社会福祉協議会、福島幸愛会、福島キリスト教学園の3つを指定することといたします。

b、寄付金の控除方式を所得控除からでしたけれども、今回改正されまして税額控除にあらためます。住民税にかかる部分ですから、道民税については4パーセント、町民税については6パーセントの範囲内ということでございます。これは、関係条文として第33条の7の規定に基づくものでございます。

c、適用対象寄付金の上限額及び下限額の改定でございます。これは第33条の7、第1項関係でございます。上限額としまして、地方自治体への寄付金及び自治体以外の寄付金と合わせ、従来は総所得金額の25パーセントが上限でございましたけれども、これを30パーセントに引き上げるということでございます。

一方で下限額につきましては、従来は10万円で行ってございましたけれども、5,000円が下限額になります。5,000円以上を越えた部分について税額の部分で控除しているということでございます。計算式としましては、下限の5,000円を超える部分に道民税4パーセント、あるいは町民税6パーセントの率を乗じた額を税額から控除するといったこととございます。それも、上限額は総所得の30パーセント以内という条件付きでございます。

イ、町など地方自治体への寄付金制度の見直しも同様に第33条の7の規定に基づくものでございまして、いわゆるふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いの観点から寄付金の適用下限額を10万円から5,000円に落としまして、寄付額によっては上限の10パーセントを超える場合もありますけれども、5,000円を超える部分について課税所得金額の概ね10パーセントを税額から控除するといったこととござい

ます。

先日ご覧になった方もいるかと思いますが、5月8日付けの道新の部分にもそういった内容の記事が掲載されておりまして、例として700万円の所得がある方で夫婦2人、子供2人で4万円を寄付すると所得税含めて3万5,000円が税額から控除されるといった内容の記事が載っておりますので、概ねそのような計算式が成立することになります。

ウ、年金からの特別徴収が新設されてございます。従来は給与所得の特別徴収ということがありましたが、加えて年金からの特別徴収もさらに始まり、これを区分した内容で条文が整備されています。第47条の2から47条の6の規定でございます。

内容的には、平成21年度課税分（平成21年10月支給分）65歳以上に限られますけれども、年金受給者については、年金支給額から天引き徴収されることとなります。ちなみに19年度の当町の課税状況を勘案しますと、年金受給者で課税されている方が213名おりますので、そういった方々が該当になるものと思われま

次に、2ページをお願いします。

エ、その他、関連する規定等でございます。今回条文をご覧になって相当なボリュームがございまして、それを関連する部分としては、aからeまでそれぞれ最初の広域法人制度の改正から最後の上場株式の譲渡等の関係として、こういったものが今回大幅に規定が見直しされておりますので、のちほど参考にご覧になっていただければと思

次に、(2)固定資産税の関係でございます。

アの省エネルギー対策として熱損失防止改修住宅にかかる減額措置が創設されてございます。これは、附則第10条の2の規定でございますけれども、こういったものがあるかと言いますと、窓の改修工事と合わせて床の断熱工事、あるいは天井の断熱、壁の断熱といったものが対象となりますけれども、詳しくは政令で定めることとな

おりますので、それについては運用上でしていきたいと思っております。

平成20年の4月1日から平成22年3月31日までの工事にかかる分も30万円以上の改修工事が対象でございますけれども、完了した翌年の全額にかかる分の3分の1を控除します。

次に、さきほども申し上げましたように、(3) その他として条文の移動、参照先の条項並びに文言が相当数整備されてございます。

3、施行期日等でございます。

(1) 公布の日から施行する。

(2) 改正後の規定については、平成20年度以降の以後の年度分について適用いたしまして、従来の平成19年度分までについては従前の規定に基づくものが適用されるといったことでございます。

(3) 条文が相当ありまして、それぞれ施行区分でございますけれども、施行期日における附則第1条、2条については、個人の町民税に関する経過措置等でございます。第3条は法人の町民税に関する経過措置、第4条においては固定資産税に関する経過措置ということでそれぞれ掲げておりますので、それについては関連する法律の施行日が施行期日といったことですので、のちほどご覧いただきたいと思っております

なお、議案の2ページから47ページまで改正前、改正後の条文をゴシック体で計上しておりますので参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番佐藤卓也議員。

○1番(佐藤卓也) 説明資料の1ページに、法律が変わったので町の条例も一部改正しなくてはならないとあるのですが、(ウ)年金からの特別徴収が新設されたということで、これに関しては新聞等で報道されていることだと思います。町民はこれに対して知っているのか、町民の方から

不満とか苦情、意見とかはあるのかお聞きしたいと思えます。

○議長(溝部幸基) 花田春夫財務課長。

○財務課長(花田春夫) 年金の特別徴収のことでお尋ねでございますけれども、町民の方から問い合わせ等があるのかということですが、現段階ではまだ1件もありません。ただ、私どもの条文もこれから整理して、議決いただければ広報等に努めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(溝部幸基) そのほか、質疑ございませんか。

5番加藤雅行議員。

○5番(加藤雅行) 今回ふるさと応援基金ということで税制改正されて、(イ)に絡んだことを質問させていただきます。この間の新聞等で、早く議会が終わったところでは条例改正を行ってスタートしているという形になっております。うちの町は税制には関係なかったのですが、町長が先駆けて提案してふるさと応援基金を設けて今までやってきました。その絡みのなかでどういう形でこれから動いていくのかと思えますけれども、町長としてどうお考えになっているのですか。

それから、(ウ)に関して年金からの特別徴収ということになれば、1番議員の心配されたりではないかと思っております。徴収の前に自主的に税金を納めるという形の人もいるのか、それとも始めから徴収という形でいくのかどうなのか。後期高齢者の問題もありますけれども、どうしてもそういう形のなかからいくと、年金の支給が細くなるというか、そういうものはどう捉えているのか、そこら辺をお願いします。

○議長(溝部幸基) 土門企画グループ参事。

○企画グループ参事(土門修一) ふるさと納税の質問に対してお答えいたします。町では従前ふるさと応援基金ということで、町内に在住の方、それからそれに関わらず町外出身者、町外からも応援していただける方からの寄付を受付しております。

今回のふるさと納税に関しましては、町内の方

ではなくて町から離れている町外の方から応援いただけるということで、その思いを自治体に対して税の一部を寄付するという格好のものかと思えます。できるだけ町内の方にホームページ等を通じて、あるいは町長のあいさつでもありましたように、北海道福島会ですとか、これからあります札幌福島会等に対してPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基） 花田春夫財務課長。

○財務課長（花田春夫） 年金からの天引きの部分でのご心配されている意味合いはよく理解しているつもりでございます。さきほど213名ほど、年金受給者に限って、これは19年度の課税状況のなかの分析ですけれども、年金だけの部分で課税されています。言ってみれば特別徴収だろうが、普通徴収だろうがこの分というのかかるわけです。ですから、利便性も含めると特別徴収からのほうが納税者にとっても、こちらからするというのかなという思いではあります。

ただ、当然年金からの天引きですから、その分は年金を引く時には少なくなりますからその辺については、徹底して広報等通じてPRしていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） ふるさと納税というか、そういう形のことで土門参事のお話があったのですが、おそらくは地方にこちらを出身とされていた人たちが出ているなかで、どこに寄付をしようかという分取り合戦になるのではないかと私は思います。夫婦そろって福島町の場合はいいですが、当然同一世帯のなかにはいろんな方もおられますし、そういう形の中でいえばさきほど申しましたホームページ等だけではどうなのかなと思うのです。

ですから、どこまでこのことを通じて我が町の発展のために寄与してくれるのか。同じ税金控除になるというだけではなくて、同じ税金控除してどこかに寄付したいということであれば、当然思いつくところに行くのではないかなと思うのです。その割にはさきほど町長から東京福島会の人

数が100名以下に減ってきているということもありまして、町外に出て行ってやっていた人で、高齢化していけばいくほど薄くなる可能性が出てくるのです。ですから、そこら辺も含めていくのであればもう少し前向きな検討、スタートするということであればもう少し話がないのかなと思うのですが、担当としてそれぐらいのことであれば、決まったことしかできないのはわかりませんが、町長はどうお考えになるのかお話していただきたいと思っております。

それと、（ウ）に関してはおっしゃるとおりです。これはもう絶対に納めなければならないのです。ただ時期が時期ですから当然そういうものからすると、さきほども1番議員にお答えしたとおり慎重な、そしてより理解を得やすいことをしていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基） 村田町長。

○町長（村田駿） ふるさと応援基金の制度を設立してから、町外の方々に今後のふるさと納税のあり方についても非常に話がしやすくなってきております。先般4月17日の北海道福島会の時も、各テーブルを歩いたり、あるいはまた私のあいさつのなかでふるさと応援基金についての応援は述べながら、今度はふるさと納税ということで自分のふるさとに応援の気持ちで5,000円以上の納税ができますというお話もしてきております。北海道福島会の名簿もありますし、もちろん土門参事からお話ありましたとおりホームページ等もそうなのですが、多くの方がホームページを開いて見ているわけでもありません。できれば私もやはりこういう団体、北海道福島会、札幌福島会あるいはまた職員間の同窓生だとかにふるさと納税に対する理解と支援、協力ということをこれからは今まで以上に積極的にしていかなければならない重要なことだと思っております。いずれにしても、このあと町税条例の一部改正についてご審議いただいたなかで議決を得られるようになれば、町としては速やかな対応をしていかなければならないと思っております。

また、今の年金から特別徴収される税の関係、

さきほど財務課長から213名の方が対象だと話をされてございます。広報等で知らせることも必要なのですが、213名の方が対象者だと決まっているわけですから、この方々についてはもったときめ細かい、理解してもらえような対応の中で知らせなくてはならないと思っております。そして、納税に対する協力をお願いしなければならないという考え方であります。ただ、一般の方々と同じに扱うのではなく、213名と決まっておりますからそれらの方々については特段理解できるような対応はしていかなければならないという考えでございます。

○議長（溝部幸基） 5番加藤雅行議員。

○5番（加藤雅行） 大体はわかりましたけれども、今までのふるさと応援基金とは全く性格が違ふということもありますけれども、本当に広く浅くに徹するということがいちばんだと思います。どうということはないでしょうから、納税分の一部でも貴重な財源となるようにしていただきたいと思っております。

そしてまた、さきほど同窓会という話もできましたけれども、当然そういうお話を得られる機会がありましたら、ぜひそういうことを通じながら我が町の応援とこちらのPRもよろしく願います。

○議長（溝部幸基） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

10番滝川明子議員。

○10番（滝川明子） 地方税法改正に伴う税の条例改正について、国の法律が変わったわけですから、町の事務を進めるうえではやむを得ない状況というのは大変理解できますし、その担当部門の町民に対する仕事を進めるまでのご苦労なども大変思いを重ねるところです。全体として例えば環境対応だとか、ふるさと納税等で賛成できるものもありますけれども、どうしても町民の反対

の声を議会からもあげなければという思いで反対討論をさせていただきます。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時49分）

（再開 午前10時50分）

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番滝川明子議員。

○議員（滝川明子） 反対理由の税改正の部分、2つ述べます。

1つは、株式税制上場株式等の譲渡損出損益通算制度の導入の部分です。これは、金融資産をもつ富裕層への優遇を広げることになるので賛成できません。

もう1つは、さきほども質疑がありましたけれども、年金から個人住民税の特別徴収天引き制度の導入です。213名の該当者がいるということですが、この税改正については該当者本人たちもまだ認識されていないと思っております。ですから、これからの周知のなかでは当然反対意見が多いものと私は思います。私もお話を聞くなかで、本人の意向を踏まえないで天引きされるわけですから、大変な思いがだされております。戦後、戦前も通じて国の復興のため、町民であれば町の復興のために多大な貢献をして努力していらした高齢者の方たちが、高齢者医療制度に、それから75歳以前の方も年金から健康保険料が天引きされるという介護保険料の天引きは以前からされておりました。尊敬し大事にされる高齢者が冷遇されるという対応のさらなる新しいものと考えざるを得ません。そういったことで反対いたします。

○議長（溝部幸基） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号を決することに

賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立多数であり議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 福島町国民健康保険
税条例の一部改正について

○議長(溝部幸基) 日程第6 議案第2号福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田財務課長。

○財務課長(花田春夫) 議案の55ページをお開き願います。

議案第2号福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

別冊の説明資料の3ページをお願いします。

改正の内容についてお知らせいたします。

1の提案理由についてですけれども、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、後期高齢者医療制度が本年4月1日から導入されてございます。これに伴いまして、従来他保険の加入者でございました75歳以上の方については、この制度に移行いたします。したがって残された奥さんが国保に加入するという内容になるわけですが、当然国保に加入いたしますと国保税が新たに賦課されるといったことでございます。これは、今までかかってなかったのを払うことになる訳ですから、その激変緩和措置として2年間に限って負担の軽減の措置をはかるということで今回の条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正内容についてでございますけれども、条文をご参照になっておわかりかと思いますが、条文の整理でのなかでは軽減する内容が記載されてございません。どういった方が該当になるかということだけの条例提案でございますけれども、言明の内容については、別に要領を制定いたしましてそのなかで減免していくということでござい

ますので、ご理解いただきたいと思っております。

(1) 減免の対象者でございますけれども、被扶養者が国保の被保険者の資格を取得した日において、65歳以上であることが条件となります。

(2) の減免の期間でございますけれども、資格を取得した日の属する月から2年間を経過する月までの期間ということでございます。

(3) 減免の内容でございます。

ア、応能分。これは所得割、資産割についてでございますけれども、それについてはあるなしに関わらず賦課しないということでございます。

イ、応益分。これは均等割、平等割のことでございますが、これについては5割を軽減するというところでございます。

(4) 手続き上、さきほど要領と申し上げましたけれども、それについて書式を定めまして届出の部分になりますけれども、そういった規定も整理していくということになります。

なお、4月1日から制度がはしっておりますけれども、現在、当町においてこれに該当する方は今のところございません。今後想定されることも含めて今般条例の改正をお願いするものでございます。

3、施行期日等についてでございますけれども、条例は公布の日から施行いたします。ただし、改正分については20年度以後の賦課について適用しまして、19年以前については従前の条文規定が適用されるといったことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、議案の56ページから57ページには改正条文、あるいは元の条文が掲載してございますのでご審議の参考にしていただければと思います。

以上、簡単ですが説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番川村明雄議員。

○2番(川村明雄) 課長から該当する人がいないということですから、私は何人かいると思っ

て聞こうと思いましたが、該当者が居ないということですから、聞かなくていいことになってしまふのかもしれませんが、56ページの改正後のいちばん下段で(ホ)の条例というのは本当に難しく担当者がわからないところがあるのではないかと戸惑うところもあります。下段から2行目に、その手帳に健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者とあるのですが、どういう意味なのか理解ができません。簡単にだれでも理解できるとすれば、余白がなくなるものというだけでいいのかなという気がしました。というのは、上段の5行目(3)、次のいずれにも該当するもののカッコ書きに以後2年を経過する月までの間に限るとあるものですから、ここで読めるのではないかと思ったのです。尚且つ、2年以内に該当する方はいないのしょうから特に問題はないのかと思いますけれども、参考までにお聞きしました。

○議長(溝部幸基) 花田春夫財務課長。

○財務課長(花田春夫) まさしく法律用語というのは解釈しがたい部分があると思いますが、簡潔に言いますと(3)でいう(イ)から(ホ)までの他保険の加入者の部分、日雇保険のお話をしましたけれども、川村議員ご承知かと思いますが、

日雇保険の場合は働いた日数だけ印紙を貼ってきます。ある程度の充足した日数が伴えば被保険者となるということでございます。ですから、働いているうちは日数が加算されて余白を埋めるのが通例かと思えます。その間は被保険者という話になるかと思えます。まだその辺の具体的なことは私も詳しくないものですから、おそらくそういうことだろうと思えます。いずれにしても、他保険の被保険者であった方が75歳の移行の部分での区切りとしての振り分けの部分で、この方たちを救ってあげようというのが今の減免規定の中身でございますので、答弁としてはせつない部分もあるかと思えますので、なかなかご理解いただけないと思うのですが、そういう端的な考え方で整理していただければと思えますのでよろしくお願

します。

○議長(溝部幸基) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時01分)

(再開 午前11時03分)

○議長(溝部幸基) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することについて、賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立多数であり、議案第2号は可決いたしました。

◎平成20年度福島町一般会計補正 予算(第1号)

○議長(溝部幸基) 日程第7 議案第3号平成20年度福島町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田春夫財務課長。

○財務課長(花田春夫) 議案の59ページをお開き願います。

議案第3号平成20年度福島町一般会計補正予算(第1号)でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,686万7,000円とするものでございます。

事項別明細の歳出から説明いたしますので、7

0ページをお願いします。

1款議会費、1目議会費、18節管理用備品購入費45万8,000円の追加でございます。これについては、さきほど町長のあいさつのなかでもふれていましたけれども、本会議場並びに委員会室の録音機を購入するものでございます。いずれの録音機も庁舎建設時に設置したものでございまして、長年の使用での消耗、老朽化で故障が生じてございます。修理不能ということでございますので、今般購入するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、66ページをお願いいたします。

9款地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税45万8,000円の追加でございます。今回の財源としまして、普通交付税を充当してございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することについて、賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立多数であり、議案第3号は可決いたしました。

◎閉会の議決・閉会宣告

○議長（溝部幸基） 以上で、平成20年第1回福島町議会定例会5月会議に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成20年第1回福島町議会定例会5月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 午前 11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員